## 【十和田奥入瀬観光機構PRキャラクターデザイン取扱要綱】

(趣旨)

第1条 この要綱は、十和田市より借用した十和田市の馬のマスコットキャラクター及び十和田湖イメージキャラクター(以下「キャラクター」という。)の デザイン使用について必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 キャラクターのデザインは、別図の基本デザイン及び十和田市長が別に 定める展開図のとおりとする。

(使用の申請)

第3条 キャラクターのデザインを使用しようとする者は、あらかじめ十和田奥 入瀬観光機構PRキャラクターデザイン使用申請書(様式第1号)を一般社団法 人十和田奥入瀬観光機構理事長(以下、「理事長」という。)に提出し、その承 認を受けなければならない。

(使用の承認)

- 第4条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、 承認するときは十和田奥入瀬観光機構PRキャラクターデザイン使用承認通知書 (様式第2号)により、承認しないときは十和田奥入瀬観光機構PRキャラクタ ーデザイン使用不承認通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものと する。
- 2 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターデザインの 使用を承認しないものとする。
  - (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (2) 十和田市又はキャラクターの信用や品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (3) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (4) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (5) 自己を標示するために使用し、又はそのおそれがあると認められると き。
- (6) その他理事長が使用について不適当であると認めたとき。
- 3 理事長は、第1項の使用の承認をする場合において、条件を付すことができる。

(使用上の遵守事項)

- 第5条 キャラクターデザインの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 使用の承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
  - (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
  - (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
  - (4) 使用承認によって生ずる権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
  - (5) 使用承認に係る成果品に十和田市のキャラクターであると明記すること。
  - (6) 使用承認に係る成果品は、速やかに理事長に提出すること。ただし、提出が困難である場合は、その形状及びキャラクター使用状態の分かる写真の 提出をもって、代えることができる。

(承認内容の変更)

- 第6条 使用者が、使用承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ十和田奥入瀬観光機構PRキャラクターデザイン使用承認事項変更申請書 (様式第4号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定による申請について、承認することが適当と認める場合は、十和田奥入瀬観光機構PRキャラクターデザイン使用承認事項変更承認通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第7条 理事長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき

- は、使用承認を取り消すことができる。
- (1) 第5条各号に掲げる事項に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用又は使用承認事項変更の承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が使用について不適当と認めるとき。
- 2 理事長は前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に対し、 その理由を明記した書面をもって通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、前項の通知があった日 以後、当該使用の承認に係る成果品を使用してはならない。
- 4 理事長は、使用者が使用の承認を取り消されたことにより生じた損害については、賠償する責任を一切負わないものとする。

(苦情等の処理)

第8条 使用者は、キャラクターデザイン使用に係る成果品に関して苦情等があったときは、自己の責任において必要な措置を講じるとともに、理事長にその旨を報告しなければならない。

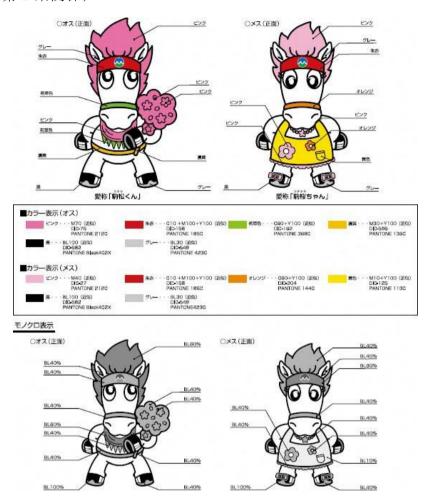
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

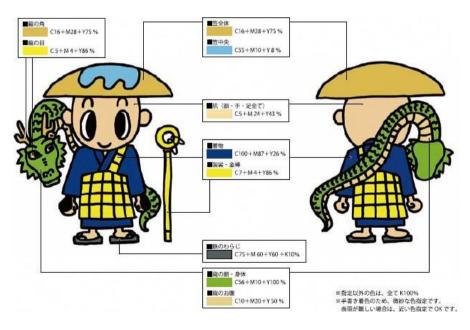
附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 「別図」(第2条関係)



## [カラー指定]



(一社)

十和田奥入瀬観光機構理事長 様

住所

氏名

 $T \to L$ 

FAX

E-mail

十和田奥入瀬観光機構PRキャラクターデザイン使用申請書

下記のとおり十和田奥入瀬観光機構 PRキャラクターデザインを使用したいので申請します。

記

- 1 使用の目的
- 2 使用したいデザインの内容 ※デザインのファイル名をご記入願います。

.

•

計 点

3 使用の期間

データ提供日 ~ 年 月 日

4 その他

希望の提供方法 :

様

(一社) 十和田奥入瀬観光機構 理事長

(公印省略)

十和田奥入瀬観光機構PRキャラクターデザイン使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、十和田奥入瀬観光機構 PR キャラクター デザインの使用について、下記のとおり承認します。

記

- 1 使用の目的
- 2 使用したいデザインの内容
- 3 使用の期間
- 4 その他

〔成果品について〕

- ○「十和田市PRキャラクター「駒松くん」「駒 桜 ちゃん」又は「南そボーヤ」等、クレジットの表示をしてください。
- 成果品を一部ご恵与願います。

【お問い合わせ先】一般社団法人十和田奥入瀬観光機構 🔟 0176-24-3006

様

(一社) 十和田奥入瀬観光機構 理事長

(公印省略)

十和田奥入瀬観光機構PRキャラクターデザイン使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、十和田奥入瀬観光機構 PR キャラクター デザインの使用について、下記のとおり承認しないこととします。

記

○不承認の理由

(一社)

十和田奥入瀬観光機構理事長 様

住所 氏名

十和田奥入瀬観光機構PRキャラクターデザイン使用承認事項変更申請書

年 月 日付け第 号で承認を受けた十和田奥入瀬観光機構 PRキャラクターデザインの使用について、下記のとおり当該承認に係る事項を変更したいので申請します。

記

変更内容	変更前
	変更後
変更理由	

## ※添付書類

- ①十和田奥入瀬観光機構PRキャラクターデザイン使用承認通知書
- ②その他参考資料

様

(一社) 十和田奥入瀬観光機構 理事長

(公印省略)

十和田奥入瀬観光機構PRキャラクターデザイン使用承認事項変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のありました、十和田奥入瀬観光機構 PR キャラクターデザインの使用について、下記のとおり承認します。

記

- 1 使用の目的
- 2 使用の方法
- 3 使用の期間
- 4 その他